

規 格 仕 様 書

1 品質、規格

A重油、日本産業規格（JIS）1種2号

2 納入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 納入場所

岡山県農林水産総合センター水産研究所内指定場所

(瀬戸内市牛窓町鹿忍6641-6)

4 購入予定数量

66,550リットル

※1回の発注量は最大3,000リットル、最小1,000リットルとする。

上記の数量は、あくまでも予定数量であり、達しない場合もある。

5 納入条件

(1) 試験研究に支障をきたすことの無いよう、当研究所の注文に対し速やかに納入すること。

納入日を指定しない限り、注文の翌日中に納入のこと。

(2) 土、日、祝日の閉庁時の給油にも対応できること。

6 納入時における災害対策について

荷下ろし作業中に漏油が発生した場合、直ちに吐出弁又は緊急遮断弁を閉めて作業を中止し、係員に連絡を行うこと。

2次災害を防ぐため、消火器、吸着マット砂等の機材を使用し発火を防ぐとともに油の流出・拡散の防止に努めること。

なお、油を含んだ吸着マット及び砂等の処分は、納入業者において法的に適正な処分を行うこと。

また、早急に原因を究明し報告を行うこと。

7 請求方法

単価契約とし、毎月末に集計し、当月の1リットルあたりの契約単価（消費税及び地方消費税を含む）に、当月の納入数量を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。）を請求する。

8 契約単価の変更

契約の締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、協議の上契約単価の変更を行うことができるものとするが、変更条件等は原則として次のとおりとする。

(1) 価格の基準資料

一般財団法人経済調査会が旬刊で発行する「デジタル物価版『石油製品編』」の各月中旬号ミニローリー渡しA重油・一般（1～2KL積載車 給油）の岡山県価格を1リットルあたりに換算した額（以下「調査価格」という。）を基準とする。なお、調査価格は小数点3位以下切り捨てとする。

(2) 契約変更の要件

令和8年4月1日付けの当初契約単価の変更を行うのは、4月の調査価格を基準とし、5月以降の調査価格に1円以上（税込）の変動が生じたとき。

(3) 変更する単価の決定

上記（2）の変動額により、契約単価（税込）を加減する。

(4) 変更後の契約単価を適用する時期

調査価格に1円以上の変動があった月の調査価格公表日（原則11日）以降に納入したのから適用する。

(5) 当初契約単価の変更を行った後の取り扱い

単価変更を行った月の調査価格を基準とするほかは、上記と同様とする。